

京都市告示第 89 号

屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等について、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の3及び京都市屋外広告物等に関する条例施行規則第44条の規定により、当該屋外広告物等を返還する日、時間その他の事項を次のとおり告示します。

令和4年4月14日

京都市長 門川 大作

1 返還する日及び時間

令和4年4月21日（木） 午前10時から午前11時まで

2 返還の場所

京都市伏見区横大路下ノ坪1 横大路運動公園内一時保管場所

3 返還の対象となる屋外広告物等

(1) 令和3年11月26日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等

(2) 令和4年2月10日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等

(3) 令和4年4月7日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等

(都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課)